

中小事業者等を対象とする事業所税の減免について（報告）

1. 報告概要

令和3年1月からの緊急事態宣言の再発令を受けて、本市では、県市協調の「感染拡大防止協力金」や、国の「一時支援金」に加え、市独自に「家賃サポート緊急一時金」制度を設けるなど、経営の厳しい市内事業者の負担軽減、事業継続にむけた支援策を実施している。

このたび、市会や市内事業者のご意見を踏まえ、さらなる支援策を検討した結果、令和3年1月から3月において売上が30%以上減少している中小事業者等を対象に、特例的な措置として事業所税を1か月分相当分減免する制度を神戸市独自に設ける。

2. 減免制度の概要

(1) 減免内容

- ・減免する税 令和3年4月1日～令和4年3月末に申告・納付する事業所税（事業年度：令和3年2月末～令和4年1月末終了）
- ・減免額 年税額の12分の1を免除
- ・減免対象 緊急事態宣言の影響を受け売上が減少した中小事業者等
- ・減免要件 以下の全てを満たすこと。
 - ① 緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
 - ② 前年比又は前々年比で、令和3年1月～3月のいずれかの1か月の売上が30%以上減少していること

(2) 申請スケジュール

- ・令和3年4月上旬 申請受付開始
 - ・事業所税の申告・納付（各事業者の事業年度終了の翌日から2か月以内）に合わせて減免申請を受付
- ・令和4年3月末 申請受付期限（事業所税の申告・納付の猶予を受ける場合はその期限まで）

3. 周知方法

- ・前年度に事業所税を納付した事業者には市からご案内と申請書を郵送
- ・記者資料提供
- ・神戸市ホームページにお知らせ記事を掲載

(参考 1) 中小事業者等の定義

以下のいずれかを満たす事業者

- ・ 常時使用する従業員の数が 1,000 人以下の個人
- ・ (事業年度終了時点の) 資本金の額若しくは出資金の額の総額が 1 億円以下の法人のうち、みなし大企業以外
- ・ 資本若しくは出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が 1,000 人以下

(参考 2) 事業所税の概要

(1) 意義

人口 30 万以上の都市等が都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるため、都市の行政サービスと所在する事業所等との受益関係に着目して、事業所等において事業を行う者に対して課する目的税。

(2) 課税団体 (令和 2 年 1 月 1 日現在)

77 団体 (東京都、政令市、ほか 56 市。)

(3) 納税義務者・税率

- ① 納税義務者 市内事業所等において事業を行う法人・個人
- ② 税率
資産割 600 円/m²
従業者割 従業者給与総額の 100 分の 0.25
- ③ 免税点
資産割 事業所等の床面積 1,000 m²以下
従業者割 市内従業員の合計 100 人以下

(4) 令和 3 年度予算 9,406,164 千円